

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク使用基準

徳島剣山世界農業遺産推進協議会

徳島剣山世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおりロゴマークの使用基準を定める。

（ロゴマークの使用目的）

第1条 ロゴマークは、世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」及び、にし阿波地域を国内外に発信し、その認知度向上及びイメージアップを図るとともに、にし阿波地域で生産された農産物等やその加工品のブランド化を推進することにより「にし阿波の傾斜地農耕システム」を未来へ継承することを目的とする。

（使用の範囲）

第2条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用に当たっては「にし阿波の傾斜地農耕システム」の価値を高めるよう努めるものとする。

（1）認知度向上に向けた制作物等

「にし阿波の傾斜地農耕システム」（土地利用、文化、祭礼等含む）に関するもの並びにそれらの維持・保全・普及・PRに資する取組に関する標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺、その他の媒体

（2）ブランド認証商品

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証要領（以下「ブランド認証要領」という。）により認証された農産物等及びその加工品

（3）応援商品

第1条の目的に沿って「にし阿波の傾斜地農耕システム」を応援するものとして、別に定める商品等

なお、応援商品は、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に基づきメッセージを付記するものとする

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ブランド認証要領に基づく承認を受けたものを除き、あらかじめ、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める提出先（以下「市町等」という。）に提出し、協議会の承認を受けなければならない。

（1）にし阿波地域（美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町）内に住所又は所在地を有する場合は、住所又は所在地のある市町

（2）にし阿波地域外に住所又は所在地を有する場合は、協議会事務局

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会を構成する自治体及び農業協同組合が第2条の(1)にロゴマークを使用するとき。
- (2) 報道機関が報道を目的に使用する場合

(承認基準)

第4条 協議会は、前条の使用の申請が次のいずれかに該当すると認める場合を除き、ロゴマークの使用を承認することができる。

- (1) 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- (2) 生物多様性を損なうおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動を助長するおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反している場合
- (5) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条の目的に反している場合

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用許可期間は、承認日から起算して3年以内とし、使用許可期間満了後に引き続き使用する場合は、使用許可期間が満了するまでに、再度、申請しなければならない。

(使用の交付)

第6条 事務局は、協議会の承認があった場合には、申請者に世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク使用承認書（様式2号）を交付する。

(承認内容の変更)

第7条 承認を受けた者は、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を市町等を経由し、協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

(デザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、デザインマニュアルに基づくものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された用途のみに使用し、協議会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴマーク並びにロゴマークを含むデザイン等について、商標登録及び意匠登録

をしてはならない。

- (3) 使用承認を受けた商品にロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡、貸し出し、または担保に供してはならない。

(使用報告)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用期間が満了した日及び使用期間中の毎年度末から30日以内に、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」使用報告書(様式第4号)を作成し、市町等を経由し、協議会に提出するものとする。ただし、第2条の(2)については、ブランド認証要領に基づく報告によるものとする。

(改善の指示)

第11条 協議会は、使用者がこの使用基準、使用条件及びデザインマニュアルを遵守せずにロゴマークを使用していると認める場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 協議会は、使用者が前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すとともに、使用の差し止めを求めることができる。

(使用承認の性質)

第13条 この使用基準による使用承認は、使用承認を受けた商品の品質、原料、効能等を保証し、又は使用承認を受けた者やイベント等について推奨を行うものではない。

(問題への対処)

第14条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体等は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際は、速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(使用者の責務)

第15条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第16条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義について、協議会と使用者が協議する。

附則

この使用基準は、平成31年4月22日から施行する。

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」応援商品について

徳島剣山世界農業遺産推進協議会

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク使用基準の第2条第1項の(3)に規定する商品等については、次のとおりとする。

記

1 対象となる商品等

- (1) 「にし阿波の傾斜地農耕システム」を応援するものとしてロゴマークを使用する者が製造又は販売する商品（農産物等及びその加工品を除く）及び当該商品の販売促進を目的とした制作物
- (2) 「にし阿波の傾斜地農耕システム」を応援するものとしてロゴマークを使用する者のホームページ、パンフレット、チラシ、看板等及び主として無償で配布することを目的とした物品等

2 要件

- (1) 1の(1)については、ロゴマークを使用する1商品あたり、年間10,000円以上の寄付を行うものとする。
- (2) 1の(2)については、年間10,000円以上の寄付又は4に掲げる農作業・集落活動支援を継続的に実施するものとする。

3 寄付の方法

毎年度末までに、次の口座に振り込むこと。

金融機関：阿波銀行(0172) 貞光支店(409)

名 義：徳島剣山世界農業遺産推進協議会 会長 兼西茂

(トクシマツルギ サンセカイノウキ ヨウイサンスイシキョウキ カイ カイチャウ カネニシケル)

口座番号：1111577

4 農作業・集落活動支援

(1) 対象

にし阿波（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）の中山間地域の農村集落（自治会）、農業者等、農業者等が組織する団体（以下「集落等」という。）

(2) 内容

- ①農作業支援
- ②企業・団体等が有するノウハウ・機会・場所等の提供による支援
- ③集落等との相互提携による各種事業の実施
- ④その他、企業・団体と集落等が協働して取り組む活動

農作業・集落活動支援の具体例

方 法	具 体 的 な 内 容
農作業支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農山漁村環境や景観保全の作業支援、農地や水路・農道等の施設周辺の鳥獣被害防止ネット張り、農地や水路等の補修、花木の植樹、雑木の伐採、草刈・清掃、石垣や水路等の補修 ◆ 農作業等の支援、農産物の植え付け、管理、収穫等
企業・団体等が有するノウハウ・機会・場所等の提供による支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ノウハウの提供による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化活動の記録ビデオの作成、地域の紹介パンフレットやチラシの作成支援、HPでの情報発信への助言等 ・ 農産物等の販路拡大や商品化に関する助言、橋渡し ◆ 場所や機会等の提供による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント会場や地域PRスペース等の提供 ・ 社員食堂等で集落等が開発中の新商品試食会の開催 ・ 社内イベントに集落等が産直市を出店 ◆ 資材や知的財産等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落等で利活用が予想される資材の提供（苗木・花苗・機材の無償貸出し、水路補修のための原材料の提供など） ・ 集落等のイメージキャラクターの作成、提供
集落等との相互提携による各種事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研究テーマのフィールドとして活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな資源の発見、歴史・文化・地理等の調査、研究 ◆ 教育研修の場として集落等との交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人社員研修の一環として、作業に参加 ・ 自然環境学習、食育活動の場として活用 ◆ 集落等が展開する交流事業に参画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑・果樹等のオーナー制に参加 ・ みこしの担ぎ手などとして地域の祭りに参加 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客サービス事業として、集落等での体験ツアーを企画 ・ 社員食堂、社内生協等での阿波地域の農産物を納入・販売
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化の継承活動サークル活動 ・ 伝統料理講習会・試食会の開催

注) 上記は、あくまでも参考例であり、独自の取組を実施することが可能です。